

○沖縄県警察情報処理能力検定に関する訓令  
(平成5年7月19日沖縄県警察本部訓令第10号)  
改正 平成30年3月20日沖縄県警察本部訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県警察職員(以下「職員」という。)の情報処理能力検定(以下「能力検定」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(能力検定の目的)

第2条 能力検定は、職員の情報処理に関する能力を検定し、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

(能力検定の級位)

第3条 能力検定は、初級、中級及び上級に区分して行う。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表の左欄に掲げる能力検定の級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

(能力検定の実施)

第4条 初級及び中級の能力検定は、沖縄県警察本部長(以下「本部長」という。)が行う。

2 上級の能力検定は、本部長が適任者として認めた者を警察庁長官に推薦し、能力検定を受検させるものとする。

3 能力検定は、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行う。

(合格者台帳への記載等)

第5条 本部長は、能力検定に合格した者を合格者台帳(別記様式)に記載しなければならない。

2 前項に規定する合格者台帳は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)により調製することができる。

3 本部長は、能力検定の合格者について、当該職員の所属長へ通知するものとする。

(特例)

第6条 本部長は、各級位(上級を除く。)の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、能力検定を行わずに、これを当該級位の検定に合格したものとし、合格者台帳に記載することができる。

(委任)

第7条 能力検定の実施に関する事務は、警務部長が行うものとする。

(検定合格者の処遇)

第8条 警察庁長官の行う上級及び本部長の行う初級、中級の能力検定に合格した職員については、人事配置への配慮及び昇任試験における加点の対象とするものとする。

(庶務)

第9条 能力検定に関する庶務は、警務部情報管理課において処理する。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施に関して必要な事項は、別に定める。